

目的



中山間地域は、洪水の防止や水源の涵養など、多くの機能を持っています。しかし平地に比べ傾斜地が多いなど、不利な条件でもあります。この地域の農地を適切に保全し、機能を確保することを目的に、この制度が開始されました。

県内の状況

対象農地；1万2,833ha 導入集落；1,316集落

平成12年度から取り組み開始

集落で5年間の活動を定めた協定に基づき、農用地を守り、多面的機能を増進する活動に対して交付金が支払われます。

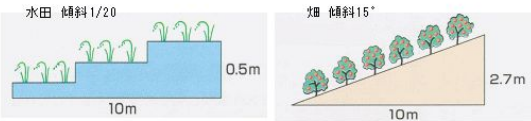
23年度からは 隠岐4町村の平坦地にも対象拡大

隠岐の島町も対象に

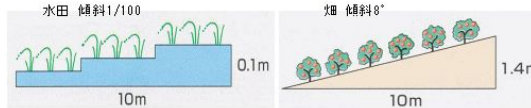
従来からの 対象農用地

急傾斜地 水田:傾斜1/20以上、畑:傾斜15度以上
緩傾斜地 水田:傾斜1/100以上、畑:傾斜8度以上

○急傾斜地



○緩傾斜地



次の要件を満たす農用地が対象となります

- 対象地域；
海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町 全域
- 対象地目；
平坦な田、畑、草地
- ※採草放牧地は、傾斜地に限定

左図、○で囲んだ地域は、広範囲に対象が見込まれる隠岐の島町の土地改良区。

対象となる活動

農業生産活動など(必須事項)

- ・集落協定書の作成・耕作放棄の防止等の活動
- ・水路、道路などの管理活動(管理、補修、泥上げなど)

多面的機能増進活動(選択実施)

- 例) ・景観作物の作付け
・周辺林地の下草刈り ・ビオトープの設置 など

交付金の単価など

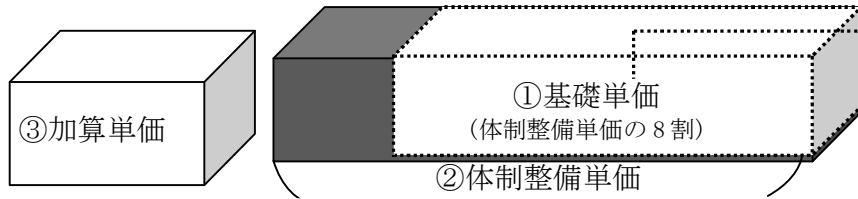
(対象地目の交付単価) ※体制整備単価 (円/10a)

町村名	平坦な田	平坦な畑	平坦な草地
海士町	8,000	11,500	10,500
西ノ島町	21,000	11,500	10,500
知夫村		11,500	10,500
隠岐の島町	8,000	11,500	3,000

実施期間：平成23年度～26年度

直接支払い制度とは

交付額



③加算単価

	田	畑	草地	採草放牧地
規模拡大加算	1,500	500	500	
土地利用調整加算	500	500		
小規模高齢化集落支援加算	4,500	1800		
法人設立加算 特定農業法人	1,000	750	750	750
農業生産法人	600	500	500	500

交付対象の活動、用途

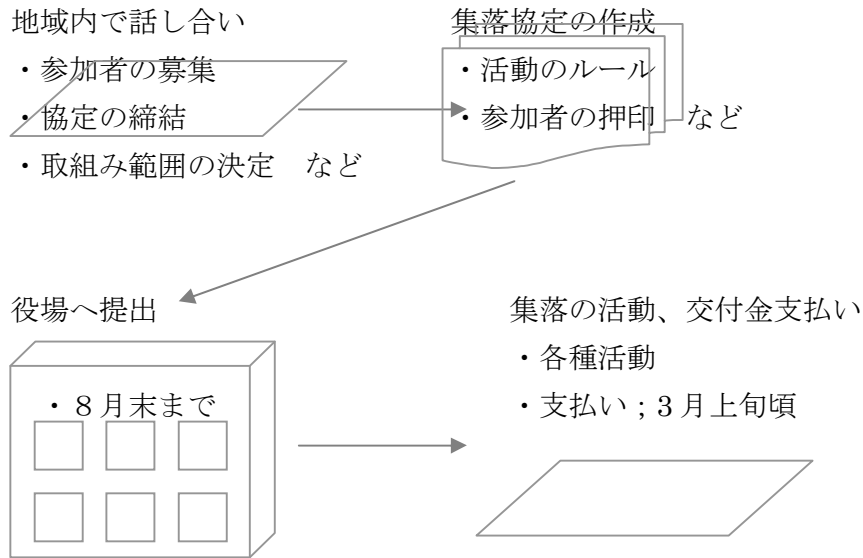
【交付対象の活動】

- ①基礎単価の対象になる活動(体制整備単価の8割)
 - ▶農業生産活動 必須事項
 - ・集落マスタープランの作成
 - ・水路、道路などの管理活動
 - ・耕作放棄の防止等の活動
 - 多面的機能増進活動 選択実施
 - ・国土保全機能を高める取組み
 - ・保健休養機能を高める取組み
 - ・自然生態系の保全に資する取組み
- ②体制整備単価の対象になる活動
 - 例)機械・農作業の共同化、認定農業者の育成、新規就農者の確保
 - 協定農用地の拡大、集落の農用地を守る取り決め など
- ③加算単価の対象になる活動
 - 例)担い手が新たに利用権設定した農用地を5年間以上継続耕作

【交付金の使途】

共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するという考え方により、交付金の半分以上を集落の共同取組活動に使用することを推奨

申請までの流れ



標準的な事例

基礎単価の活動 (8割)		体制整備単価の活動 (10割)
農業生産活動	+	多面的機能増進活動
農地の耕作管理 田 1 2. 6 ha 共同取組活動・個別対応		周辺林地の下草刈 約 0. 5 ha 年 1 回 共同取組活動・個別対応
水路作業道の管理 水路 2. 2 km 年 1 回清掃 年 2 回草刈		景観作物の作付け 0. 4 ha そばの 作付け個別対応
農道 1. 5 km・年 2 回草刈 共同取組活動・個別対応		
農地法面の定期的点検 随時個別対応		

集落の農用地を守る取り決め
集落の農業者 8 人で協定農用地の農業者がリタイアした場合、該当農用地を代わりに耕作する。